

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B市所在の会社Cに平成〇年〇月に雇用され、ホテル支配人として管理・運営等の業務に従事していたところ、平成〇年〇月上旬に精神障害を発病し、同年〇月〇日に縊死した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、平成〇年〇月〇日付けで年金給付基礎日額を〇円として同給付を支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

その後、監督署長は、労災保険法第8条の3第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（以下「スライド率」という。）の改定により、平成〇年〇月〇日付けで年金給付基礎日額を〇円に変更して同給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、請求人は、本件処分の年金給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付の支給に関する処分における年金給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、本件処分の年金給付基礎日額に時間外手当が正しく算入されていないと主張するが、本件処分はスライド率の改定によるものであり、本件処分に対する再審査請求の対象もスライド率の改定に関するものに限定されると解されることから、請求代理人の主張は採用できない。

(2) 本件処分において、スライド率の改定による年金給付基礎日額の算定に誤りは認められない。

3 以上のとおりであるので、遺族補償給付の支給に関する処分における年金給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるものとは認められず、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。